

## ○災害による行方不明者の場合（認定死亡）

### 事例

Bの父甲は、海釣りに出かけたところ、高波に遭って釣り船が転覆し、海に投げ出されたまま行方不明となりました。所在も生死も分からないまま捜索は打ち切られましたが、甲はどのように扱われるのでしょうか。

### チェックポイント

調 査 ・ 確 定	❶ 認定死亡とは何か
	❷ 行方不明者の死亡認定はどのように行われるか（海難による場合）
	❸ 認定死亡の効果はどのようなものか
税 務	❹ 認定死亡（災害により行方不明の場合）

## 説 明

### ❶ 認定死亡とは何か

水難、火災などの事変があり、死体は見つからないが周囲の状況から死亡したことが確実であると認められる場合には、その事変に遭遇した者は死亡したものと認定されることになります。この死亡の認定の制度を認定死亡といいます。

死体を発見できないことから、死亡診断書等を作成できないため、本来は戸籍に死亡の記載をすることはできません。しかし、死亡したことが確実であるのに、戸籍に反映できないと相続手続を進めることができないなどの不都合が生じます。そこで、死体が発見できない場合でも、戸籍上もその者を死亡したものと扱うことができる制度として認定死亡が制度化されました。

具体的には、水難、火災その他の事変が発生し、官公署が取調べを実施した際に、死亡した者がある場合には、取調べを実施した官公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をする必要がありますが（戸89）、この際に、取調べをした官公署が、死亡を認定することがあります。

認定死亡は、報告者の職権に基づいてその職務としてなされるものであって、行方不明者の親族などの利害関係人等に申立権が認められるものではありませんが、官公署へ死亡認定願を提出してその職権発動を促すことは事実上可能です。

危難に遭遇した者について認定死亡がされた場合、生死不明ではなくなるため、失踪宣告をする必要はありません。

## 2 行方不明者の死亡認定はどのように行われるか（海難による場合）

海難による行方不明者の死亡認定は、①海上保安庁が取り調べた行方不明者であること、②行方不明者の親族などから死亡認定の願出があったこと、③⑦行方不明者の被服又は携行品、遭難船舶の破片、艀装品又は属具等の現存、海難の現認者の証言等行方不明者の死亡を確認するに足る証拠があり、さらに周囲の状況をも考慮するとき生存の疑いのないものであること、若しくは、④人的又は物的証拠の得られない場合でも、周囲の状況に照らし、行方不明者の乗船していた船舶が遭難し、乗船者の死亡したことが確実であって生存の見込みのないこと、④海難発生時から3か月以上を経過したことが、いずれも認められる場合に限り海上保安庁において行うことができます（昭28・7・7海上保安庁通達17「海上保安庁死亡認定事務取扱規程」4）。

例えば、本事例のように、乗っていた釣り船が転覆して行方不明となった者がいる場合、当該釣り船が転覆したと思われる場所に、行方不明者の衣服、鞆等の携行品や破損した漁船の残骸等が残存しており、釣り船が転覆し、行方不明者が投げ出される場所を目撃した者がおり、投げ出された直後から救助のため周辺を捜索したにもかかわらず全く行方不明者の所在が不明であるような場合、親族からの死亡認定の願出の提出により、死亡の認定がされることとなります。

## 3 認定死亡の効果はどのようなものか

死亡認定がされると、戸籍に死亡の旨が記載されます。

もっとも、死亡認定は、民法上の「死亡」ではないため、死亡認定により死亡を原因とする権利義務関係の変動を生じさせる実定法上の効果が当然に認められるわけではありません。

ただし、認定死亡の記載は、反証がなされない限り、戸籍記載の死亡の日に死亡したものと推定されますので（最判昭28・4・23判時4・9、昭33・2・1民事甲229）、相続手続などを進めることが可能となります。

したがって、本事例については、**2**のように親族から死亡認定の願出を提出することにより、死亡の認定をし、その後、行方不明者は死亡したものとして相続手続を進めることになります。

#### **4** 認定死亡（災害により行方不明の場合）

戸籍法89条（水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調べをした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。）の規定に基づき、市町村長に死亡の報告を行ったことを相続人が知った日をもって、相続開始があったことを知った日となり、その日の翌日から10か月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません（相続27①、国税庁質疑応答事例「認定死亡と相続開始があったことを知った日」）。

（米澤晃・山本和義）

書式

○死亡認定願

死亡認定願

甲が、下記のとおり行方不明となりましたので、死亡認定をしていただきたく、証拠資料を添えて願います。

平成○年○月○日

本籍 ○県○市○町○丁目○番地  
住所 ○県○市○町○丁目○番○号  
願出人氏名 B 印  
生年月日 昭和○年○月○日  
本人との続柄 長男

(取調べ官公署) 御中

記

- |  |                 |
|--|-----------------|
| 1 本籍及び戸籍の筆頭者の氏名                              | ○県○市○町○丁目○番地 甲  |
| 2 氏名及び男女の別                                   | 甲・男             |
| 3 出生年月日                                      | 昭和○年○月○日        |
| 4 行方不明となった年月日、時刻                             | 平成○年○月○日、不明     |
| 5 行方不明となった場所                                 | ○県○市○湾付近        |
| 6 行方不明者の住所及び世帯主の氏名                           | ○県○市○町○丁目○番○号 甲 |
| 7 配偶関係(未婚、 <u>有配偶</u> 、死別、離別の別)及び生存配偶者の出生年月日 | 昭和○年○月○日        |
| 8 行方不明者の職業                                   | 会社員             |
| 9 行方不明となった経緯及び事情                             | [省略]            |
| 10 その他の事項                                    |                 |

○相続人でない者による寄与分の主張があった場合（寄与の主体①）

事例

被相続人甲には、長男B、長女C、二男Dがおり、亡くなる5年前から長男B及びその妻Eと同居していました。その間、甲は要介護3とされ、介護を要する状態であったものの、介護サービスを利用せず、長年Eが献身的に介護を行っていました。この場合に、Eは、介護を行ってきたことに基づき寄与分を主張することは可能でしょうか。また、Eが寄与分を主張できない場合、代わってBが寄与分を主張することは可能でしょうか。

チェックポイント

調 査 ・ 確 定	1 寄与分を主張する者が相続人か
	2 相続人以外の者の寄与を相続人の寄与に含めることができるか
	3 寄与行為はどのような内容か
	4 相続財産の維持又は増加があったか

説 明

1 寄与分を主張する者が相続人か

民法904条の2第1項は、「共同相続人中に、…被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるとき」として、寄与分権利者を相続人に限定しています。これは、相続人以外の者が遺産分割の手續に参加することが予定されていないこ

と、相続人でない他人が遺産の維持又は増加につき特別の寄与をしている際には、被相続人が生前その他人に何らかの補償を与えていることが通常であることに基づきます。

そのため、相続人以外の者が寄与行為を行った場合、原則として自己の寄与分を主張することはできません。

したがって、Eは、介護を行ってきたことが特別の寄与であるとして、自ら寄与分を主張することはできません。

チェックする資料

収集資料等	確認内容
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、除籍謄本（除籍全部事項証明書）、改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 寄与分を主張する者が相続人であること <input type="checkbox"/> 相続人以外の者の寄与を自己の寄与に含めて主張する相続人がいること

**2** 相続人以外の者の寄与を相続人の寄与に含めることができるか

相続人の配偶者が財産の給付や労務の提供により、被相続人の相続財産の維持又は形成に特別の寄与を行った場合に、相続人の配偶者自身は寄与分を主張することができないというのは、相続人の配偶者に酷な結果となり、また、その寄与を他の相続人が取得してしまうのも不公平です。

そこで、相続人以外の者の寄与を相続人の寄与に含めて評価する見解が主張されており、裁判実務においてもこのような考え方が有力です。

例えば、盛岡家裁昭和61年4月11日審判（家月38・12・71）は、認知症の被相続人を夫及び子とともに10年間にわたり看護してきた相続人に、夫及び子の分も合わせて寄与分を認めています。また、東京高裁平成22年9月13日決定（家月63・6・82）は、相続人の妻による被相続人の入院中の看護やその余の13年余りの長期間にわたる介護を、夫である相続人の履行補助者として相続財産の維持に貢献したものとして、夫の寄与分を認めています。

本事例においても、Eの寄与行為について、夫であるBの寄与として、Bが寄与分の主張をすることが考えられます。

### 3 寄与行為はどのような内容か

寄与分が認められるのは、「特別の寄与」がなされた場合であり、被相続人と相続人の身分関係に基づいて通常期待されるような程度の貢献は、「特別の寄与」には当たりません。

被相続人と同居してその生活を助けた場合であっても、単に同居し、家事の援助を行っているというような場合には、特別の寄与とは認められません。被相続人の病氣療養において、療養看護の費用の支出を免れさせたといえるだけの貢献がある場合や、同居して衣食住の面倒を見ることにより、生活費等の支出を免れたといえる場合に「特別の寄与」と認められることとなります。

本事例では、甲は要介護3であり、食事、排泄、衣服の着脱などにおいて少なくとも一部は介助を要する状態にあります。このような場合には、同居してその介護を行ってきたEの行為は、「特別の寄与」とされる程度に達していると考えられます。

この場合、被相続人の介護保険被保険者証は要介護度を示す資料になりますし、甲とEの住民票の住所が同一であれば、同居して介護していたことを示す資料となります。また、具体的な介護の状況については、被相続人やEの日記等も根拠資料となります。

#### チェックする資料

収集資料等	確認内容
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 看護・介護日誌 <input type="checkbox"/> 家計簿 <input type="checkbox"/> 領収書・レシート	<input type="checkbox"/> 寄与行為が特別の寄与に当たること <input type="checkbox"/> 寄与行為による貢献の程度 <input type="checkbox"/> 寄与行為に要した費用の額
<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 日記	<input type="checkbox"/> 同居して介護していた状況 <input type="checkbox"/> 配偶者の寄与を相続人の寄与と捉えることができること

### 4 相続財産の維持又は増加があったか

寄与分が認められるためには、特別の寄与を行っただけではなく、寄与者の行為によって、被相続人の財産の維持又は増加という効果が生じる必要があります。したが

### 第3章 寄与分の調査・確定

って、財産上の効果のない精神的な援助や協力は、寄与として考慮されません。

本事例において、甲は要介護3であり、通常であれば介護サービスを受ける状態にあります。そうしますと、Eの介護によって介護サービスに要する費用を免れたことにより、財産が維持されることとなります。具体的な額は、厚生労働省が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生告19）に基づき算定した額のうち、介護保険でカバーされない部分の額となると考えられます。

したがって、相続発生時に甲の財産が存在したならば、Eの行為によって相続財産の維持がなされたとして、Bの寄与分として考慮されるべきこととなります。

#### チェックする資料

収集資料等	確認内容
<input type="checkbox"/> 指定居宅サービス介護給付費単位数表等 <input type="checkbox"/> 看護師等派遣業者の料金表	<input type="checkbox"/> 寄与行為によって支出を免れた費用の額

#### <参考となる判例など>

- 被相続人の長男夫婦が農業後継者として働き、長男の死後もその妻が子を育てながら農業に従事した場合に、被代襲者である長男とその妻である代襲者の母の寄与に基づき、相続財産の半分に当たる寄与分を長男の子である代襲相続人に認めた事例（東京高決平元・12・28家月42・8・45）。
- 相続人の妻子が7年1か月にわたり被相続人に対する介助を行ったことを、相続人と合わせ特別の寄与に当たるとし、170万円の寄与分が認められた事例（東京家審平12・3・8家月52・8・35）。
- 相続人の妻による被相続人の入院中の看護やその余の13年余りの長期間にわたる介護を、夫である相続人の履行補助者として相続財産の維持に貢献したものとし、夫の寄与分として200万円を認めた事例（東京高決平22・9・13家月63・6・82）。

（池田聡）



ケース  
スタディ

共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しないとされた事例

共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産全体に対する割合的な持分の全てを失うことになり、遺産に属する財産につきその分割を求めることはできなくなるため、その者との間で財産の遺産帰属性を確定すべき必要性もないから、遺産確認の訴えの当事者適格を有しないとされた事例

(最判平26・2・14判時2249・32)

事案の概要

- 1 被相続人甲の共同相続人であるXらは、同じく甲の共同相続人であるYらに対し、Yらとの間で、本件不動産が甲の遺産であることの確認を求める遺産確認の訴えを提起した。
- 2 訴訟係属後、Yらのうち一部の共同相続人ら（譲渡相続人ら）が自己の相続分の全部をそれぞれ他の共同相続人に譲渡していたことが明らかになったため、Xらは、譲渡相続人らに対する訴えを取り下げた。
- 3 第一審は、取下げにより、譲渡相続人らが訴訟当事者ではなくなったことを前提として訴訟物について判断を下した。
- 4 これに対し、原審は、相続分の譲渡には相続放棄のような遡及効がなく、譲渡相続人は共同相続人としての地位を失わないから遺産確認の訴えの当事者適格を喪失しないと判断を示した上で、固有必要的共同訴訟における共同被告の一部に対する訴えの取下げを無効とする判例（最判平6・1・25判時1504・91）に照らし、第一審の訴訟手続を違法としてこれを取り消し、本件を第一審に差し戻した。
- 5 Yらは、相続分の譲渡があった場合には、共同相続人の1人として有する一切の権利義務が包括的に譲受人に移転すると解されるから、その後の遺産分割手続においては、譲受人が当事者として手続に関与していれば共同相続人間の合一確定の要請に反することはなく、遺産分割手続の前提手続たる機能を有する遺産確認の訴えにおいても、譲渡相続人は当事者適格を喪失するというべきであるとして、上告受

理の申立てを行った。

### 裁判所の判断

- 1 原判決破棄・差戻し。
- 2 本判決は、「遺産確認の訴えは、その確定判決により特定の財産が遺産分割の対象である財産であるか否かを既判力をもって確定し、これに続き遺産分割審判の手續等において、当該財産の遺産帰属性を争うことを許さないとすることによって共同相続人間の紛争の解決に資することを目的とする訴えであり、そのため、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する固有必要的共同訴訟と解されているものである」との遺産確認の訴えの意義を判示した上で、「共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する割合的な持分を全て失うことになり、遺産分割審判の手續等において遺産に属する財産につきその分割を求めることはできないのであるから、その者との間で遺産分割の前提問題である当該財産の遺産帰属性を確定すべき必要性はないというべきである」として、「共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しないと解するのが相当である」との判断を示した。

### コメント

- 1 遺産確認の訴えは、「当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴え」として、適法であるとされています（最判昭61・3・13判時1194・76）。
- 2 そして、遺産確認の訴えは、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、これに続く遺産分割審判の手續及びその審判の確定後において当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって紛争の解決を図ることができる点に、訴えの適法性（確認の利益）を肯定する実質的根拠があることから、共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一にのみ確定することを要する、いわゆる固有必要的共同訴訟であると解されています（最判平元・3・28判時1313・129）。
- 3 したがって、遺産確認の訴えにおいては、共同相続人全員が当事者として関与していないものは不適法として却下されることとなり（最判昭46・10・7判時651・72）、また、訴訟がいったん適法に係属した後に共同原告の一部の者がした訴えの取下げや、

共同被告の一部の者に対する訴えの取下げも無効（最判平6・1・25判時1504・91）となります。

- 4 本件では、遺産確認の訴えにおいて、共同相続人の一部の者が他の共同相続人に対してその相続分の全部を譲渡した場合に、譲渡相続人が遺産確認の訴えにおける当事者適格を有するか否かが問題になりました。
- 5 相続分の譲渡によって、譲渡相続人は、遺産全体に対する割合的持分は失うものの、相続放棄とは異なり、相続人としての地位は失わないものと解されていますので、前掲最高裁平成元年3月28日判決のいう「共同相続人」を形式的に捉えると、原審が判断したように譲渡相続人を除外してなされた第一審の判決には、合一確定の要請に反する手続違反が存在することとなります。
- 6 本判決は、遺産確認の訴えの性質を実質的に解し、最初に、譲渡相続人は、割合的持分を失うことになるため、遺産分割を求めることができなくなるとして、譲渡相続人の遺産分割における当事者適格を否定し、その上で、遺産分割の当事者適格を有しない譲渡相続人との間で遺産分割の前提問題である財産の遺産帰属性を確定すべき必要性はないと判示し、譲渡相続人には遺産確認の訴えの当事者適格もないことを明らかにしました。
- 7 したがって、実務において、相続分全てを譲渡した譲渡相続人がいる場合には、当該相続人を遺産分割手続に加える必要はなく、また遺産確認の訴えにおける当事者に加える必要はないこととなります。

(金子真大)

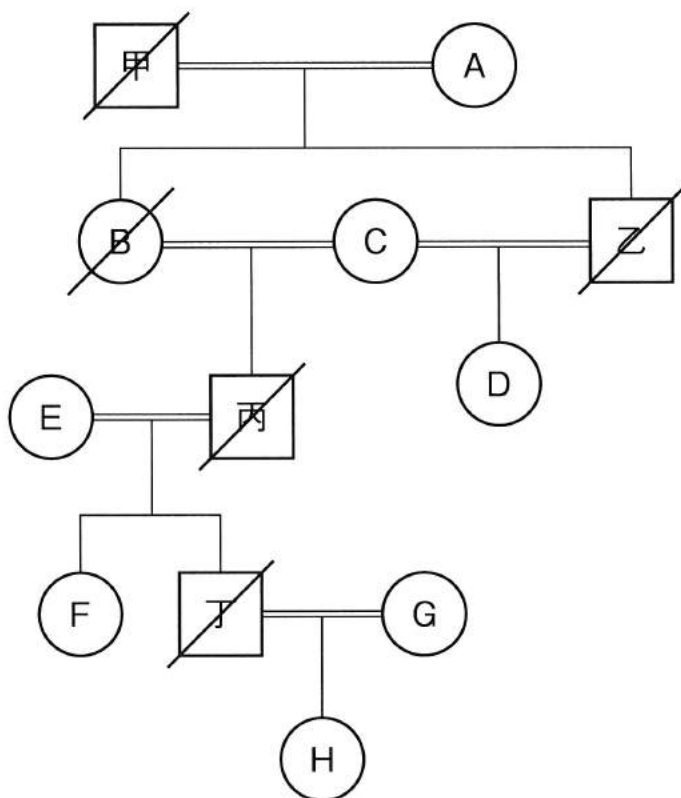
○戸主甲が昭和6年3月10日に死亡し、甲の家督相続人（長男）乙、甲の孫丙（乙の継子）、甲のひ孫丁の順に相続が開始している場合

事例

Hが相続処理のため、遺産と思われた土地の登記簿を確認したところ、所有名義が甲となっていることが判明し、つづいて戸籍調査をしたところ、以下のとおり複数の相続が発生していたにもかかわらず、長期間、名義移転がなされていないことが判明しました。

- ① 戸主甲は、昭和6年3月10日に死亡したところ、同一戸籍の親族に妻Aがおり、Aとの間に長男乙及び二男Bがいました。なお、Bは、昭和18年8月1日に死亡したところ、同一戸籍に妻C、長女丙がいました。丙は、昭和18年3月5日生です。
- ② 乙は、昭和20年10月20日に死亡したところ、同一戸籍にB死亡後再婚した妻C、長女Dがいました。なお、Dは、昭和20年5月1日生です。
- ③ 丙は、昭和56年8月19日に死亡したところ、夫Eと長男丁、二男Fがいました。
- ④ 丁は、平成29年2月10日に死亡したところ、丁には、妻Gと長女Hがいました。

以上の事案において、被相続人を甲とする数次相続の最終相続人は誰になるのでしょうか。また、それぞれの法定相続分はどうなるのでしょうか。



## チェックポイント

調 査 ・ 確 定	❶ 被相続人が戸主であるかを確認したか
	❷ 相続人を確認したか
	❸ 法定相続分を確認したか

## 説明

大日本帝国憲法が施行された後、いわゆる法典論争を経て、旧民法（明治31年6月21日法律第9号。以下、単に「旧民法」といいます。）が公布され、明治31年7月16日に施行されました。このうち第5編が相続法を内容とし、家制度を基礎として、戸主の戸主権及び財産権の相続である家督相続と、家族の財産権の相続である遺産相続を中心に規定されていました。

その後、昭和20年8月のポツダム宣言の受諾を経て、昭和22年5月3日に日本国憲法が施行されました。これに伴い、家制度を基調とした旧民法は全面改正されることとなり、まず、昭和22年4月19日法律第74号として日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律が日本国憲法の施行の日から施行されました。

そのため、旧民法の適用期間は、明治31年7月16日から昭和22年5月2日となります。

本事例は、継子と実子がいる戸主が、旧民法の適用期間において死亡し、その後、複数の相続が発生した数次相続事案です。

### 1 被相続人が戸主であるかを確認したか

旧民法は、家を中心に規定され、ここでいう「家」とは、家長である戸主と、戸主以外の家族とで構成される団体です。

旧民法で規定されていた家督相続とは、被相続人が戸主であり、かつその者に死亡、隠居等の法定の事由が発生した場合に開始される相続のことです（旧民964）。家督相続が開始されることにより、被相続人から新戸主に対し、戸主たる地位が全て移転することになります。この場合、同一の家の連続であっても新たな戸籍が編製され、戸主と同一の家にある戸主の親族とその配偶者（旧民732①）、戸主に変更があった場合の旧戸主の家族（旧民732②）、家族の子（旧民733・735）、引取入籍による入籍者（旧民738）、廃家者の家族（旧民763）が家族となり、同一戸籍に編製されます（末光祐一『事例でわかる 戦前・戦後の新旧民法が交差する相続に関する法律と実務—家督相続人不選定・家附の継子の相続登記、家督相続、遺産相続、絶家、隠居』16頁（日本加除出版、2017））。

他方、遺産相続とは、家族の死亡によってのみ開始する相続です（旧民992）。ここで、家族とは、その家の戸籍にある戸主以外の者をいいます（旧民732）。

このように、家督相続と遺産相続とでは、相続人の範囲が異なりますので、相続開

始時が旧民法の適用期間である場合、及び被相続人が戸主であるかどうかを確認する必要があります。

## 2 相続人を確認したか

### (1) 昭和37年法律第40号改正後民法以降における法定相続人

法定相続人は、配偶者（民890）、子（民887①）、直系尊属（民889①一）及び兄弟姉妹（民889①二）であり、配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の法定相続順序は、第一順位が子、第二順位が直系尊属、第三順位が兄弟姉妹となります。

### (2) 旧民法における家督相続

#### ア 家督相続制度の概要

これに対し、家督相続とは、旧戸主から新戸主に交代し、その家の跡継ぎを決めるものであるから、当然1人に限られます。

また、家督相続人の順位及び種類については、①戸主と同一戸籍にいる直系卑属（旧民970①一～五）、②戸主である被相続人が指定した者（旧民979①）、③戸主と同一戸籍にいる戸主の父母又は親族会が選定した一定の者（旧民982各号）、④戸主と同一戸籍にいる直系尊属（旧民984）、⑤親族会が指定する適当な者（旧民985）です。

そして、①戸主と同一戸籍にいる直系卑属が複数いる場合については、親等が近いものが優先すること、男が女に優先すること、嫡出子が非嫡出子より優先すること及び年長者が優先することという4つのルールに従って定められていました。

また、③戸主と同一戸籍にいる戸主の父母又は親族会が選定した一定の者は、家女である配偶者、兄弟、姉妹、家女でない配偶者、兄弟姉妹の直系卑属の順で選定されます。

#### イ 継親子関係について

継親子関係とは、再婚相手の前婚の子との関係や再婚相手と自己の前婚の子との関係を指し、継親子関係が成立した場合、実親子関係と同じ親族関係が生じます。例えば、夫婦が再婚し、その際夫に前婚の子が存在する場合、妻にとって、その子は継子となり、その子にとって、妻は継母（継親）となって、両者は、法律上親子として取り扱われることとなります（旧民728）。また、継親子関係は、家制度に立脚して慣習上認められていた制度であることから、家を同じくすることが当然の前提とされていました。すなわち、継親子関係は、継親と継子が同一戸籍に属して初めて生じるのです。

以上のとおり、継親子関係が成立した場合、継子は、継親にとって直系卑属に該当

し、家督相続人たる地位を有することがあるので、家督相続人の確定に当たっては注意が必要です。

ウ 継子の相続権について

前述のとおり、継子は、継親との間で親子の関係にあるため、直系卑属として家督相続人となります。もっとも、継子の家督相続の順序を判断するに当たっては、男女や年齢のほか、他家から親族入籍等によって入籍したのではなく、もともと当該被相続人の属する戸籍において生まれた子であるかどうか（これを「家附の子」といいます。）といった事情を考慮しなければなりません。具体的には、家附でない継子は、家附である子の家督相続権を侵害できないと考えられているため、家附でない子は、相続において、家附の子に対し、常に劣後することになります（末光・前掲103・104頁、149～160頁）。

(3) 本事例の場合

ア 相続発生状況

本事例においては、①戸主甲を被相続人とする相続、②乙を被相続人とする相続、③丙を被相続人とする相続、④丁を被相続人とする相続の順に発生しています。①・②については旧民法が適用されますが、③・④については、民法が適用されます。

イ 各相続について

- ① 甲を被相続人とする相続については、家督相続が発生しているため、家督相続人が誰かという点を確定する必要があります。この点、甲には直系卑属に乙とBがいるところ、どちらも直系卑属であるため、前記4つのルールに従い順位を確定しなければなりません。ここで、乙とBは、両者とも親等が同等であり、かつ嫡出子の男子ですが、乙の方が年長者に当たります。したがって、乙が相続人となります。
- ② 乙を被相続人とする相続については、家督相続が発生しているため、家督相続人が誰かという点を確定する必要があります。まず、乙には、Dという実子（嫡出子）がいます。また、①の家督相続により、乙が新戸主、甲の家族の全てが乙の家族として戸籍が編製されることから、CとBの子である丙は、乙と同一戸籍において生まれた子に該当します。そのため、丙は、乙にとって、実子に当たらないものの、両者には継親子関係が認められる結果、継子に当たります。この場合、継子と実子のどちらが優先するかが問題となりますが、もともと丙は、乙と同一の戸籍において出生しているため、家附の子に当たります。そのため、継子である丙も、嫡出子と同一に取り扱われることとなります。したがって、前記4つのルールに従い、年



長者である丙が相続人となります。

- ③ 丙を被相続人とする相続については、民法に従い、配偶者であるE並びに子である丁及びFが相続人となります。
- ④ 丁を被相続人とする相続については、民法に従い、配偶者であるG及び子であるHが相続人となります。

(4) 最終の法定相続人

以上①ないし④の数次相続を経た結果、被相続人甲の遺産に関する最終相続人は、E、F、G、Hとなります。

**3** 法定相続分を確認したか

(1) 法定相続分の規律

ア 昭和55年法律51号改正後民法以降

配偶者と子が相続人となる場合、配偶者の相続分は2分の1、子の相続分は2分の1となり（民900一）、配偶者と直系尊属が相続人となる場合、配偶者の相続分は3分の2、直系尊属の相続分は3分の1となり（民900二）、配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合、配偶者の相続分は4分の3、兄弟姉妹の相続分は4分の1となります（民900三）。

また、同一順位の相続人が数人あるときは、相続分は均等に分けられますが（民900四）、例外的に、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の2分の1となります（民900四ただし書）。

イ 旧民法における家督相続

これに対し、旧民法において規定されていた家督相続は、その家の戸主が前の戸主から、家督相続人である新戸主に交代し、家督相続人は、前戸主の一身に専属するものを除き、相続開始の時より、前戸主の有した一切の権利義務を承継します（旧民986）。

よって、家督相続には法定相続分という概念は存在しません。

(2) 本事例の場合

ア 各相続について

- ① 甲を被相続人とする相続について、旧民法986条に従い、家督相続人である乙が甲の相続分全てを相続します。
- ② 乙を被相続人とする相続について、旧民法986条に従い、家督相続人である丙が甲の相続分全てを相続します。
- ③ 丙を被相続人とする相続については、民法に従い、夫Eが2分の1、子丁が4分

の1、Fが4分の1を相続します。

- ④ 丁を被相続人とする相続については、妻Gが2分の1、Hが2分の1を相続します。

被相続人甲の遺産との関係では、丁の相続分は4分の1であるため、Gの相続分は、8分の1（ $1/4 \times 1/2$ ）、Hの相続分は、8分の1（ $1/4 \times 1/2$ ）となります。

イ 最終の相続分

以上①ないし④を経て、最終相続人E、F、G、Hの甲の遺産に対する法定相続分は、以下のとおりとなります。

E：2分の1

F：4分の1

G：8分の1（ $1/4 \times 1/2$ ）

H：8分の1（ $1/4 \times 1/2$ ）

（太井徹・浅井佑太）

第4章 明治31年7月16日から昭和22年5月2日までの間の相続開始（家督相続）

---

法定相続情報

被相続人 甲 法定相続情報

最後の本籍

○県○市○町○丁目○番地

出生 明治○年○月○日

死亡 昭和6年3月10日

（被相続人）

甲

住所 ○県○市○町○丁目○番地

出生 大正○年○月○日

（子・家督相続人）

乙

以下余白

申出人：住所 ○県○市○町○丁目○番地  
氏名 H

作成日：平成○年○月○日  
作成者：住所 ○県○市○町○丁目○番  
氏名 ○○ ○○ 印

第4章 明治31年7月16日から昭和22年5月2日までの間の相続開始（家督相続）

---

被相続人 乙 法定相続情報

最後の本籍

○県○市○町○丁目○番地

出生 大正○年○月○日

死亡 昭和20年10月20日

（被相続人）

乙

住所 ○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和18年3月5日

（継子・家督相続人）

丙

以下余白

申出人：住所 ○県○市○町○丁目○番地 氏名 日
-----------------------------

作成日：平成○年○月○日 作成者：住所 ○県○市○町○丁目○番 氏名 ○○ ○○ 印
--

第4章 明治31年7月16日から昭和22年5月2日までの間の相続開始（家督相続）

被相続人 丙 法定相続情報

最後の住所

○県○市○町○丁目○番地

最後の本籍

○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和18年3月5日

死亡 昭和56年8月19日

（被相続人）

丙

住所 ○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和○年○月○日

（夫）

E

住所 ○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和○年○月○日

（長男）

丁

住所 ○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和○年○月○日

（二男）

F

以下余白

申出人：住所 ○県○市○町○丁目○番地  
氏名 H

作成日：平成○年○月○日  
作成者：住所 ○県○市○町○丁目○番  
氏名 ○○ ○○ 印

第4章 明治31年7月16日から昭和22年5月2日までの間の相続開始（家督相続）

被相続人 丁 法定相続情報

最後の住所

○県○市○町○丁目○番地

最後の本籍

○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成29年2月10日

（被相続人）

丁

住所 ○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和○年○月○日

（長女）

H (申出人)

住所 ○県○市○町○丁目○番地

出生 昭和○年○月○日

（妻）

G

以下余白

作成日：平成○年○月○日

作成者：住所 ○県○市○町○丁目○番

氏名 ○○ ○○ 印

（注） 申出人をHとした場合の法定相続情報です。法定相続情報については法務局ホームページ（[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000015.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html)）記載の様式にしたがって作成しています。